## アネットクラブに関する協定書

- 第1条 甲は乙の主宰するアネットクラブに入会します。
- 第2条 乙は甲に対し、次の法的サービスを提供します。
  - ① 電話、ファックス、電子メールでの法律相談、ご来所いただいての法律相談が、無 料になります。
    - ※ ファックス、電子メールでのご相談の回答は、相談をお受けしてから翌日(遅くて も翌々日)までに行います。但し、土日祝祭日は、除きます。
    - ※ 裁判外の書面(契約書、合意書など)、裁判上の書面(訴状、答弁書、準備書面 など)の鑑定、意見の表明は有料になります。
    - ※ 年間12件程度のご相談を目安とし、12件を超える場合、有料になることがありま
  - ② 甲のお客様についても、ご来所いただいての法律相談、電話による法律相談が無 料になります(ただし、甲のお客様からのファックス、電子メールによるご相談は受け 付けていません)。
    - ⇒ 甲のお客様がご相談される場合は、ファックス、電子メールのいずれかで、「顧客の 方から、法律相談の申し込みがある」旨を、当事務所まで事前にご連絡ください。従 業員の方については、ファックス、電子メールは不要です。

同一内容のご相談については、お電話によるご相談2回、ご来所によるご相談2回ま では無料相談をお受けし、その後は有料相談となります。

- ③ ご紹介いただいたお客様から案件を受任した場合、弁護士費用が 5%減額になり ます(ただし、弁護士費用が、グリーンリーフ法律事務所が定めた最低額となる場合 は、減額は行いません。)
- 第3条 本協定書の有効期間は、今和4年1月1日から、令和4年12月31日までとしま す。甲あるいは乙から更新しない旨の連絡がない場合、そのままさらに1年間、更新 になります。

なお、甲あるいは乙から、期間中に解約することもできますが、この場合、年会費は 返還致しません。

- 第4条 アネットクラブの年会費は、1万円(税別)です。甲は乙に対し、本協定書締結後速 やかに、年会費1万円(税別)を支払います。
- 第5条 本協定は、第4条の年会費の支払があった時点から効力が発生するものとします。
- 第6条 アネットクラブの年会費のお支払いがない場合、2度ご請求をさせていただきますが、 お支払いがないときは、本協定は当然解除となります。

## 令和●年●月●日

(甲)所在地

## この書面はひな型なので

TEL

FAX

記入しないでください。

会社名

メールアトレス

(乙) 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目 11番地 20 大宮 JP ビルディング 14階 弁護士法人グリーンリーフ法律事務所

TEL(048)649-4631 FAX(048)649-4632

代表者 弁護士 森 田 茂 夫 (EII)

印